

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務として、以下の事務において取り扱う。</p> <p>①介護保険被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を管理する。 ③介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料等を把握するため、収納情報を確認する。 ⑤滞納者への督促及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑥認定状況の把握のため、認定情報を管理する。 ⑦被保険者に対する給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・納付システム、住民記録システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
①被保険者管理情報ファイル ②賦課管理情報ファイル ③給付管理情報ファイル ④収納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 131, 132の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 長寿介護課 小林市細野300番地 0984-23-1140
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関しての手作業は介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。なお、令和5年度よりオンライン申請受付導入しているが、これにより、手作業が介在する申請数が減少することが期待される。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)は鍵のかかるキャビネットへ保管し、その鍵の保管も徹底する ・書類廃棄の際は、特定個人情報が含まれた書類がないかダブルチェックを行い適切に処分する
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)は鍵のかかるキャビネットへ保管し、その鍵の保管も徹底している。また、書類廃棄の際は、特定個人情報が含まれた書類がないかダブルチェックを行い適切に処分するようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5-②	長寿介護課長 押川 逸夫	長寿介護課長	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1~9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和5年10月18日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年10月18日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年10月18日	I-1-③	介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・納付システム、住民記録システム	介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・納付システム、住民記録システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
令和5年10月18日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 88, 90, 93, 94, 95)(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(42, 56の2, 61, 62, 93, 94, 95)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める省令 第44条、第46条、第47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 94, 95, 108, 117)(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(42, 56の2, 61, 62, 93, 94)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める省令 第44条、第46条、第47条	事後	
令和5年10月18日	IV-6	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	
令和7年2月5日	I-1-②	介護保険法および番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号))の規定に従い、特定個人情報を介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務として、以下の事務において取り扱う。	介護保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務として、以下の事務において取り扱う。	事後	
令和7年2月5日	I-3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第1の68項(介護保険)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日)(内閣府/総務省/令第五号)第五十条	・番号利用法第9条第1項別表の100の項	事後	
令和7年2月5日	I-4-②	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 94, 95, 108, 117)(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(42, 56の2, 61, 62, 93, 94)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める省令 第44条、第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 131, 132の項	事後	
令和7年2月5日	I-9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II-1	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	II-2	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IV-8, 11		新様式への変更に伴う項目追加	事後	